

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年6月8日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(14人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 3番 千田 甚治 委員 6番 田邊 洋樹 委員

7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員

11番 原田 龍五 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(4人)

2番 柿本 太志 委員 4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員

10番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

1番 古川 敦己 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地の競・公売に対する買受適格証明願について

議案第 7 号 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 18 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主幹 塩見 雅子 主任 日下部 啓司

主任 中村 英樹 主任 小林 龍治 主任 則本 真知子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年6月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(14)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(8)番(安田 公彦)委員と(9)番(難波 福治)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主任と則本主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて10件の申請がありました。</p>

権利の種類の内訳は、所有権移転が8件、賃借権設定が1件、地役権設定が1件です。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から10番について調査票をもとに説明】

2番につきましては、排水管理設の地役権設定です。耕作目的ではありませんが、不許可の例外として農地法第3条第2項ただし書き「民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき」に該当します。この民法第269条の2第1項は、「地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。」というものです。

許可の判断基準としましては、該当農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障がないことを確認する必要があります。

本件について、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、以前より排水管は埋設され、該当農地は現在も畑で利用されており、農業上の利用に支障がないと判断されるため許可とのことでした。

その他、1番及び3番から10番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり、2番については農地法第3条第2項ただし書きに該当するため許可、1番及び3番から10番につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、調査票のとおり、2番については農地法第3条第2項ただし書きに該当するため許可、1番及び3番から10番につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁10番までの計10件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小林主任	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁かに3件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番についてですが、取下げ予定のため、保留との意見でした。</p> <p>2番と3番についてですが、許可基準からみた検討状況は、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>以上により1番は保留、2番と3番は許可意見とのことでした。</p> <p>また、許可意見とされた2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から3番までの計3件の内、1番は保留、残り2件は、別添調査票のとおり、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番から3番までの計3件の内、1番は保留、残り2件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p>

事務局 小林主任	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて11件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、1番から調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました、11件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この11件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から5頁11番までの計11件は、別添調査票のとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から5頁11番までの計11件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に2件の申請がありました。</p> <p>1番につきましては、前回からの保留の案件です。前回の農地部会において、双</p>

方の意見聴取内容を整理し精査する必要があるため、保留となっております。

この度、双方の主張と事実関係についてまとめたうえ、処分理由の原案を作成し倉敷西地区協議会でご検討いただきました。双方の主張と事実関係についてはお手元の資料をご覧ください。

賃借料の支払い及び耕作状況につきましては、双方とも概ね主張は一致しておりました。また、口頭にて賃借人の家族から返還の連絡があったことについては、双方とも認めています。

次に2番につきましても、前回からの保留の案件です。先月の農地部会において、岡山県知事より農業委員会の許可処分が取り消された旨ご説明させていただきました。

賃貸人である所有者及び代理人から土地返還の合意が成立したと確認いたしましたので、本件の取り下げ及び農地法第18条第6項に規定による合意解約の通知を提出するよう指導し、賃貸人も了承されましたが、今日時点でまだ取り下げ届が提出されておられません。

今回の案件について各地区協議会でご審議いただきましたが、1番につきましては、処分内容に問題はないとのご意見でございましたが、県及び農政局と協議する必要があるため保留、2番につきましては、引き続き、取り下げ届と農地法第18条第6項に規定による合意解約の通知を提出するよう指導するため保留とのご意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、6頁1番と2番は、保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということですから、議案第4号は、6頁1番と2番は、保留とします。次に、7頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります、古川委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に

議 長	<p>関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(古川委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から13頁にかけて52件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借7件、使用貸借45件です。</p> <p>また、利用期間の更新は5件で、更新切れを含む新規は47件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが11件、農地所有適格法人によるものが10件、その他は個人です。</p> <p>面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて、130,089㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、52件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から13頁52番までの計52件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、7頁1番から13頁52番までの計52件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、古川委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(古川委員 入室)</p>
議 長	<p>古川委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、14頁をお開きください。議案第6号「農地の競・公売に対する買受適格証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本でございます。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第6号 農地の競・公売に対する買受適格証明願についてでございますが、14頁に2件の買受適格証明願が提出されました。こちらは農地の競・公売において耕作目的での参加資格を求める案件でございます。</p> <p>調査の内容につきましては、お手元に配付しております、「農地の競・公売に対する適格証明願調査票」に記載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>【議案第6号、1番、2番を説明】</p> <p>入札期間は、6月2日から6月9日でございます。</p> <p>今回の案件につきまして、倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、2件とも、調査票のとおり、農地の取得要件、農地法第3条第2項の許可出来ない条項に該当しないため、異議なく承認とのこととございました。</p> <p>買受適格証明願を承認した際の今後の処理についてですが、国の通知に基づき、事務処理の迅速化を図るため、落札者が当該許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた時を除き、許可をして差し支えない旨の議決をお願いいたします。</p> <p>なお、許可とした場合には直近の農地部会議案でご報告させていただきますので、併せてご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明では、議案第 6 号「農地の競・公売に対する買受適格証明願について」は、14 頁 1 番と 2 番は、承認とのことですが、併せて事務局の説明では、落札者が当該許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なると認めた場合を除き、許可をして差し支えないことと決定し、許可とした場合には直近の農地部会で報告したい旨の説明がありました。皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第 6 号は、14 頁 1 番と 2 番は、承認されました。</p> <p>次に、15 頁をお開きください。</p> <p>議案第 7 号「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 塩見主幹	<p>それでは事務局からご説明いたします。</p> <p>15 頁をお開きください。議案第 7 号「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ですが、本件につきましては「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知)の 3 に基づき、活動・点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画を作成し、地域農業者等の意見を踏まえた上で評価・目標を決定することとされている事から、この度のご審議をお願いするものです。</p> <p>4 月 28 日開催の平成 28 年度農業委員会総会において「活動の点検・評価」をご提案し、事務局案を点検・評価の案としてご承認いただきました。</p> <p>これを受けて、5 月 2 日から 5 月 31 日までの約 1 ヶ月間、倉敷市公式ホームページ及び事務局窓口において市民・農業者等から意見の募集(パブリックコメント)を実施しましたが、ご意見はありませんでしたので、平成 27 年度の活動の点検・評価の決定につきましては、事務局案のとおり妥当であると判断いたしました。</p> <p>各地区協議会でご審議いただきましたが、「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は事務局案を点検・評価とすべきとのご意見で</p>

<p>議 長</p>	<p>した。</p> <p>ご審議の程，よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明では，平成27年度の点検・評価については，妥当であるとのことですが，ご異議・ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので，議案第7号は承認されました。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に24頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>26頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>28頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>34頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>35頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて</p> <p>36頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p>
<p>事務局 中村主任</p>	<p>24頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが，24頁から25頁にかけて10件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について，届出書が提出されたものでございます。</p>

次に26頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、26頁から27頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に28頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁から33頁にかけて34件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に34頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが34頁に5件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に35頁をお開きください。

報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、35頁に2件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

次に36頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、36頁に1件の取り下げ届が農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長

ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号については、すべて承認することと決定します。

事務局他に、何かありますか。

事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年7月12日(火)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時30分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成28年6月8日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員